

香芝市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月6日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

会計課

第4 監査の実施期間

令和7年10月29日から令和7年11月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

(1) 電子決裁および添付書類管理の適正化について

支出命令書に添付される請求書原本は所管課で保管されている。会計課では、原本との定期的な照合が実施されていない。また、必要人員を確保しその他添付ファイル等も確認し業務の信頼性向上を図ること。

(2) 公金管理マニュアルの整備について

現金事故（不明金）発生時の具体的な調査・報告・処理手順が公金管理マニュアルに明示されていない。事故発生時における統一かつ的確な対応が図られるよう整備検討すること。